

市有普通財産（駐車場）賃貸借に係る質問及び回答（令和8年10月15日公表）

- ・本回答に対する再質問は受付けません。
- ・本回答は、公募要項、仕様書、物件調書、契約書案その他の公募資料を補足するものであり、本回答により公募資料の内容が追加又は修正された場合は、本回答の内容を適用します。
- ・同趣旨の質問は、質問の趣旨を変えない範囲で整理・統合しています。
- ・質問文は、質問者が特定されないよう、また、内容が明確になるよう一部表現を整理しています。
- ・市が回答内容の訂正又は補足を行う必要があると判断した場合は、市ホームページに掲載します。

No.	項目	資料	質問	回答
1	保守・清掃等の頻度及び基準	公募要項7(1)①	駐車場管制設備の保守、清掃等の頻度・基準は、駐車場の使用に支障がない範囲で借受者が判断するものか。	具体的な頻度は定めていません。定期的に巡回し、駐車場を常に安全に利用できる状態に維持することを前提として、設備の仕様や利用状況等を踏まえ、借受者において適切な頻度及び方法を設定してください。
2	代替設備の所有権	公募要項7(2)⑥	借受者の負担で代替設備を設置した場合、その所有権は借受者に帰属するか。	借受者が自己の負担で新たに取得・設置する代替設備は、原則として借受者の所有となります。設置に当たっては、市の事前承認を得てください。契約終了時の撤去・原状回復等は契約書の規定によります。
3	報告内容の公表及び情報公開	契約書第15条	借受者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は、公表の対象外となるか。	公表に当たっては、借受者の競争上の地位その他正当な利益の保護に配慮します。情報公開請求については、唐津市情報公開条例に基づき、不開示情報への該当性を個別に判断します。非公表又は不開示を希望する情報がある場合は、該当箇所と理由を具体的に示してください。
4	設備撤去後の原状回復	契約書第19条及び第21条	経年劣化や安全確保を理由として市の承認を得て撤去した設備について、原状回復を不要とする協議は可能か。	協議は可能です。原状回復の範囲及び方法は市と協議して定め、市が書面で承認した場合は、原状回復を不要とすることができます。ただし、撤去の承認だけで契約終了時の原状回復が不要になるものではないため、撤去の協議時に契約終了時の取扱いも確認してください。費用の償還及び設備等の買取りは契約書の規定によります。
5	誓約書の受任者欄及び委任状	第1号様式 誓約書	誓約書に受任者名を記載する場合、委任状は不要か。	参加申込時の提出書類として、委任状の添付は求めています。ただし、受任者は代表者から適切に権限を委任されていることを前提とし、必要に応じて委任関係を確認できる資料の提出を求める場合があります。契約締結時の委任手続は別途確認します。
6	定期利用の台数、料金及び運用	公募要項6(2)④	材木町駐車場の定期契約台数、利用料金及び運用方法はどのようになっているか。また、唐津駅南駐車場に定期利用はあるか。	材木町駐車場の現行料金は、1台当たり月額8,000円で、日割計算は行っていないです。令和8年度の申請件数は16件、登録台数は合計30台です。利用者は、利用料金を市の口座への振込み又は納入通知書により納付し、入金を確認できる領収書等を持参の上、市役所窓口で定期券を受け取ります。駐車スペースの確保を保証するものではありません。なお、現行方式は市直営時の取扱いであり、民間貸付後の定期利用制度及び料金は、公募要項及び契約条件に基づき借受者が運営します。唐津駅南駐車場には定期利用による収入はありません。
7	過去3年間の売上金額及び利用台数	別表 2 年間利用台数及び収入実績	各駐車場について、過去3年間の月別売上金額及び利用台数を開示できるか。	令和5年度から令和7年度までの年間利用台数及び収入実績は、公募要項の別表2のとおりです。月別の売上金額及び利用台数については、別表4のとおりです。

No.	項目	資料	質問	回答
8	既設工作物の使用	—	既設ポール、機械基礎、テント等の機器以外の工作物を使用できるか。	貸付対象に含まれる市所有の工作物は、現状での使用を前提として提案できます。継続使用を希望する工作物について、所有区分及び現地の状況を確認し、提案内容に記載してください。具体的な使用、改修又は撤去は、市と協議して決定します。維持管理、修繕及び更新等の費用負担は、公募要項及び費用負担表のとおりです。
9	CADデータ	公募要項14(3)②	各駐車場の現状レイアウトのCADデータを提供できるか。	レイアウト図作成用のCADデータは、本回答書の公表日時点で質問書を提出している者に対し、質問書に記載されたメールアドレスへ送付します。また、その他の提供希望者には、申込みに基づき電子メールで同じデータを提供します。あわせて、公募資料の物件調書及び現況図もご確認ください。
10	消耗品費	—	消耗品の交換・補充に要した年間経費はいくらか。	令和7年度は、材木町駐車場が334,840円、唐津駅南駐車場は支出なしです。令和6年度は、材木町駐車場が224,565円、唐津駅南駐車場が6,985円です。
11	電気料及び通信費	—	電気料及び通信費の月額はいくらか。	令和7年度の月平均電気料は、材木町駐車場が11,985円、唐津駅南駐車場が39,310円です。月平均電話料は、材木町駐車場が6,976円、唐津駅南駐車場が5,854円です。なお、唐津駅南駐車場の電気料は、駐車場周辺の外灯等を含む請求額です。
12	電気設備の契約形態	—	機械本体と照明設備の電気契約は分かれているか。	両駐車場とも、機械本体と照明設備は同一の電気契約です。ただし、唐津駅南駐車場は、周辺外灯等も含む一体的な契約となっています。
13	その他の管理運営経費	—	消耗品費、電気料及び通信費以外に、どのような管理運営経費があるか。	管理・料金徴収業務、機器賃借、保守点検、警備、保険、修繕及び工事等の支出があります。臨時的な更新・修繕費も含まれるため、各年度の支出総額が、民間貸付後もそのまま年間必要経費となるものではありません。
14	契約保証金の分割納付	公募要項5(8)	契約保証金を貸付料と同様に分割納付できるか。	契約保証金は、公募要項に基づき、指定期限までに所定額を納付する必要があるため、分割納付は予定していません。履行保証保険契約による取扱いは、公募要項の規定によります。